○学校法人武庫川学院役員及び評議員の報酬等に関する規程

昭和52年４月１日

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、学校法人武庫川学院（以下「法人」という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、賞与、退任慰労金、功労金及び旅費（以下「報酬等」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、役員とは、法人の寄附行為第９条、同第25条により選任された理事、監事をいい、評議員とは、同第34条により選任された者をいう。

２　常勤理事とは、法人において勤務することが常態である者をいい、非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。

３　常勤監事とは、法人の寄附行為第31条により選定された者をいい、非常勤監事とは、常勤監事以外の監事をいう。

第２章　報酬、賞与

（報酬）

第３条　役員及び評議員に別表(1)の報酬を支給する。この報酬は、役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、武庫川学院給与規程（以下「職員給与規程」という。）及び武庫川学院嘱託職員給与規程（以下「嘱託職員給与規程」という。）に基づくものを含まない。

２　特定の任務を委嘱された役員については、理事会の議決を経て、前項の報酬に一定額を加給することができる。加給分については、第４条第２項に規定する賞与算出時の報酬月額及び第７条に規定する退任慰労金算出時の報酬月額に含めることとする。

３　月の中途において就任又は退任した場合の当該月の報酬は日割計算せず、全額支給する。ただし、月の中途において解任された場合の当該月の報酬は、日割計算により支給する。

（賞与）

第４条　役員及び評議員には報酬のほか賞与（６月賞与、12月賞与及び３月賞与）をそれぞれの賞与の支給月の初日において在任している者に対し支給する。役員及び評議員の賞与には職員給与規程及び嘱託職員給与規程に基づくものを含まない。

２　賞与の支給は、予算の範囲内で行うものとし、その額は、専任職員の支給倍率を乗じた額とする。

（報酬及び賞与の支給方法）

第５条　役員及び評議員に対する報酬及び賞与の支給の時期は、次の各号による。ただし、支給日が金融機関休業日に当たる場合は、それぞれその前日を支給日とする。

(1)　報酬　毎月21日

(2)　賞与　６月25日、12月15日及び３月21日

２　報酬及び賞与は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

３　報酬及び賞与は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

第３章　退任慰労金、功労金

（退任慰労金）

第６条　役員が退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。ただし死亡による退任の場合は、その遺族に支給する。

２　前項の遺族の範囲は、役員の配偶者（婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。以下同じ。）、配偶者がない場合には、役員の子、父母、孫及び祖父母で、役員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は役員の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、その順位は、先に掲げた順序による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

３　前項の規定に該当する者がない場合においては、支給を受けるべき者は、役員の子、父母、孫及び祖父母で前項の規定に該当しない者並びに役員の兄弟姉妹とし、その順位は、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序により、兄弟姉妹については、役員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は役員の死亡当時その者と生計を一にしていた者を先にする。ただし、役員が遺言又は法人に対してした予告で、先に規定する者のうち特定の者を指定した場合においては、先の規定にかかわらず、支給を受けるべき者は、その指定した者とする。

４　評議員には退任慰労金を支給しない。

（支給基準）

第７条　退任慰労金は、役員の退任の日におけるその者の報酬月額に在任期間に応じて、別表(2)の区分に掲げる割合を乗じて得た額とする。

２　寄附行為第12条第１項第１号又は第３号の事由により理事を解任された者及び寄附行為第27条第１項第１号又は第３号の事由により監事を解任された者については、退任慰労金を支給しない。

３　前項に準じる事由がある者については、理事会の議決を経て、退任慰労金を減額し、又は支給しないことができる。

（在任期間の計算）

第８条　在任期間の計算は、役員の就任から退任までとし、在任１年未満の端数月は１年として計算する。

（功労金）

第９条　役員で在任中、特に功績が顕著であった者には第７条による退任慰労金のほか、理事会の議決を経て功労金を贈呈する。

２　功労金の額は退任慰労金の５割以内の範囲において理事会が決定する。

３　評議員には功労金を支給しない。

（退任慰労金及び功労金の支給方法）

第10条　退任慰労金及び功労金の支給の時期は、次の各号による。

(1)　退任慰労金　役員の任期の満了、辞任又は死亡により役員を退任した後１か月以内

(2)　功労金　役員の任期の満了、辞任又は死亡により役員を退任した後１か月以内

２　退任慰労金及び功労金は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

３　退任慰労金及び功労金は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

第４章　旅費

（旅費の支給）

第11条　役員及び評議員が出張した場合には、旅費を支給する。

（旅費の種類及び旅費額）

第12条　旅費の種類は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び支度料とする。

２　旅費の額は、次表の通りとする。

旅費の区分	旅費額
鉄道賃	旅客運賃、グリーン料金、特別急行料金
船賃	旅客運賃、グリーン料金又は特等料金
航空賃	実費
車賃	実費

３　日当、宿泊料及び支度料は別表(3)によるものとする。

（出張雑費）

第13条　出張の性質により規程による旅費の外、当該出張について付随的に必要とする費用はこれを出張雑費として実費を支給することができる。

第５章　補則

（改廃）

第14条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附　則

この規程は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、昭和59年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成５年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年10月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年６月 23 日から施行する。

別表(１)

（単位　円）

役職名	報酬（月額）	摘要
理事長（常勤）	300,000	
理事（常勤）	100,000	
理事（非常勤）	50,000	
監事（常勤）	250,000	
監事（非常勤）	50,000	
評議員	40,000	

備考　令和７年５月までの評議員の報酬月額は、令和７年３月の報酬月額と同額とする。

別表(２)

在任期間	支給倍率
1年～4年	1年につき100分の125
5年～8年	1年につき100分の150
9年～12年	1年につき100分の175
13年～16年	1年につき100分の200
17年～20年	1年につき100分の225
21年～30年	1年につき100分の250
31年～40年	1年につき100分の350
41年以上	1年につき100分の500

別表(３)

１　内国旅費

（単位　円）

役職名	日当	宿泊料
理事長（常勤）	25,000	42,000
理事（常勤）	16,000	29,000
理事（非常勤）	14,000	25,000
監事（常勤）	13,000	22,000
監事（非常勤）	13,000	22,000
評議員	13,000	22,000

備考　「日当」とは、昼食費及びこれに伴う諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費を賄うための旅費である。

ただし、近地内で宿泊をともなわない５時間以上の出張の日当は、この表の半額とする。

２　外国旅費

（単位　円）

役職名	日当	宿泊料	支度料
理事長（常勤）	25,000	47,000	200,000
理事（常勤）	16,000	34,000	120,000
理事（非常勤）	14,000	31,000	110,000
監事（常勤）	13,000	27,000	100,000
監事（非常勤）	13,000	27,000	100,000
評議員	13,000	27,000	100,000

備考　「支度料」について、15日未満の出張については、この表の半額とする。

また、出発する日から起算して、過去１年以内に支給を受けている場合は、その合計額を差し引いた額を支給する。